

2022年11月14日

オンライン連蔵勉強会  
「老朽原発の危険性」

衆議院議院 近藤昭一

2010年9月～2011年9月 環境副大臣

2011年10月～2012年12月 衆議院環境委員会筆頭理事

東日本大震災が発災した2010年9月から2011年9月までの間、環境副大臣を務め、原子力規制委員会設置法が成立する2011年10月から2012年12月までは衆議院環境委員会与党筆頭理事を務めていた。

2012年1月12日、内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室の森本室長から、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（案）（原子力安全改革法（案））の説明を受ける。

**当初の「原子力安全規制に関する新組織」政府原案は以下の内容**

○原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、各省の関係業務を一元化し、環境省に、国家行政組織法第3条による独立性の高い外局として、原子力安全庁（仮称）を設置。（組織体制：500人規模、予算500億円規模）

「原子力安全規制の転換」として、当初から下記の規制を盛り込んでいた。  
原子炉等規制法の見直し

3. 高経年化炉対策としての「40年運転制限」を導入

発電用原子炉については、運転開始後40年を超えては運転ができないこととし、例外として、延長の申請があった場合に、①施設自体の経年劣化の評価、②運転期間中に的確に原子炉施設の保全を遂行する技術的能力を精査し、問題のないものに限って一定期間の運転延長を承認する制度を導入

1月24日の民主党環境部門・内閣部門・原発事故収束対策PT合同会議で、政府案が提示され、与党内議論が始まる。

党内議論では、「原子力安全庁」の名前はダメだとの意見が出て、「原子力規制庁」に修正し、「原子力規制委員会設置法案」となった。

## 与野党修正協議について

6月5日 17:30～18:45 環境委員長室にて各党の実務者による協議開始。

民主党 近藤昭一、横山北斗、大谷信盛

自民党 田中和徳、吉野正芳

公明党 江田康幸

準備室から17項目の修正項目（論点）が提示される。

6月7日、8日、11日 おおむね合意。本部長の指示権と平時のオフサイト業務をどこが担当するかが残る。

6月12日、13日 本部長の指示権については、自民党が降りる。

平時のオフサイト業務については、事務方を退席させ、議員のみで協議を続けるも合意に至らず。その旨を発表し、実務者協議は終了。

6月14日 仙谷由人政調会長代理（民主）、林芳正政調会長代理（自民）、斉藤鉄夫幹事長代理の会談で全て合意。

### 「40年運転制限」について

・6月5日に準備室から配布された論点のうち項目4「規制強化」について、6/6の修正協議②において別紙が配付され、その別紙に、「高経年化炉対策としての『40年運転制限』を導入」ということが記載されていた。

・修正協議の過程で、自公から、40年規制については今回は規定せず、規制委員会発足後に検討し、適切に設定がなされることが望ましい、との意見が述べられた。

・民主党は、党内議論の状況を踏まえると40年規制を規定しないのは厳しい、と近藤筆頭が回答。

・両者の折衷案として、検討条項に落ち着いた。

6月13日の民主党 環境部門・内閣部門・原発事故収束対策PT合同会議で報告。

「40年運転制限などの規制強化について盛り込むことを強く要請中」

衆議院議案受理年月日 6月15日 衆議院環境委員長提案 環境委員会と本会議で可決

参議院付託年月日 6月20日 参議院環境委員会と本会議で可決、成立

## 当時の民主党が政府原案を修正した点

平成二十四年法律第四十七号

### 原子力規制委員会設置法

(目的) 第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

上記の下線部分の「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って」は当初の政府案には入っておらず、与党内の会議で提案され追加された文章である。さらに、与党は、「原子力発電はもはやベースロード電源ではない」という文言も入れるように求めたが、これは入らなかった。

### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）

(運転の期間等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。(略)

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときはに限り、同項の認可をしなければならないことができる。

原子力規制委員会設置法案

改訂原案

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子力施設に関する規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置する。

(政府原案)

原子力規制庁

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

改正案

(運転の期間等)

第四十三条の三の三十一 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、環境大臣の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に認可の申請をしなければならない。

5 環境大臣は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる劣化の状況を踏まえ、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合しているとき、同項の認可をしなければならない。

に照して  
す  
ことかて  
る